

酒田市長 矢 口 明 子 様

酒田市監査委員 大 石 薫
(公 印 省 略)

酒田市監査委員 高 橋 千代夫
(公 印 省 略)

定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、下記のとおり定期監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知くださるようお願いいたします。

記

1 監査対象課及び監査の期間

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日
地域創生部 商工港湾課	11月30日	12月17日～ 2月26日	1月21日
地域創生部 交流観光課	11月30日	12月24日～ 2月26日	1月21日

2 監査の範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、特に文書により指摘すべき事項は以下のとおりである。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意又は改善を促した。

商工港湾課

注意事項

【契約】

○契約書の引用条項が誤っているもの

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の改正に伴い、市の契約書各書式は引用条項を変更したものが契約検査課掲示板に掲示されていたが、変更前の書式で作成されている契約書があった。そのため、契約書の「談合等に係る契約解除」の引用条項に辻褃が合わない部分があった。

内容を確認し、次回の契約手続に向けて対応すること。

【確認した契約書】

- ・新田産業奨励賞授賞式及び記念講演会会場設営等業務委託（R6. 10. 30～R6. 12. 6）
- ・酒田勤労者福祉センター防災設備保守点検業務委託【長期継続契約】（R6. 4. 1～R9. 3. 31）
- ・酒田勤労者福祉センター 汚水桟汚泥清掃・収集・運搬業務委託（R6. 4. 1～R7. 3. 31）
- ・酒田勤労者福祉センター汚水桟汚泥処分業務委託（R6. 4. 1～R7. 3. 31）
- ・酒田勤労者福祉センター自動ドア保守点検業務委託【長期継続契約】（R6. 4. 1～R9. 3. 31）
- ・さかた海鮮市場自動ドア保守点検業務委託【長期継続契約】（R6. 4. 1～R9. 3. 31）

交流観光課

指摘事項

【支出事務】

○支出手続が行われた請求書の記載内容が適切でないもの

事前交付を決定した酒田DMO運営費補助金（人件費含む）の請求書に消費税の記載があり、消費税額を含んだ額で支払が行われていた。交付決定額に本来消費税が課税されない人件費等に対する税額が含まれているか確認はできなかったが、消費税法基本通達（5-2-15）により、補助金には消費税が課税されないため、消費税が記載された請求書は適切ではない。

さらに、当該補助金交付決定額は、交付要綱により 1,000 円未満切捨てにもかかわらず、1 円単位まで交付決定していた。

補助金交付決定額の積算内訳を再度確認し、積算根拠を明確にするとともに、関係規程等にとり適切に行うこと。

【内容】

補助金名	酒田DMO運営費補助金
補助金交付決定日	令和 6 年 4 月 1 日
補助金交付決定額	38,972,294 円
請求書記載の消費税額	3,542,935 円（内税）

【外郭団体】

○予算の裏付けが無いにもかかわらず事業を実施し、現金で会計処理をしているもの

クルーズ船が寄港した際は、船社がシャトルバスを運行しているが、令和 5 年 11 月寄港の船社は荒天時のリスクからシャトルバスの運行を行わないと決定した。そのため、緊急的に市が事務局を担う外郭団体である酒田交流おもてなし市民会議（バス特別会計）で、シャトルバスの運行を決めたが、運行に係る予算の補正予算等の手続を行わずに、市内シャトルバス運行业務委託契約を令和 5 年 10 月に締結した。この契約は、運行経費の財源を十分に確保できないおそれもある中、財源不足が生じた場合の対処方法について関係機関と書類を取り交すこともなく締結していた。

バス特別会計の銀行口座は決算確定後の令和 6 年 4 月に開設され、それまでの会計処理は現金で行われていた。また、出納に係る書類に不足があり、経理が適正に行われていたか確認するべきがない。他にも予定価格超過で市内シャトルバス運行業務委託契約を締結する、職員が立替払をするなど、様々な課題が見受けられた。独自の経理規程がない場合は、出納課作成の「市が外郭団体等の事務局を担う場合の経理基準」にのっとった適切な処理を行うことが必要である。

全体として、事業を実施することを最優先とし、適正な経理や事務手続について問題があったと言わざるを得ない。この市内シャトルバス運行は、クルーズ船の乗船者を対象とし、令和 5 年 11 月の 2 度に限って運行を行ったもので、結果としてバス利用料により経費を賄うことができたが、今後の事業運営は、このことを十分に検証のうえ、関係法令等を遵守し適正に行うこと。

注意事項

【支出事務】

○支払時期が適切でないもの

○事務事業の予算措置において改善を要するもの

令和 5 年 4 月実施の「日和山桜まつり」、5 月実施の「酒田まつり」の負担金は、それぞれ酒田日和山桜まつり実行委員会と酒田まつり実行委員会に令和 5 年 4 月に支払している。しかし、それぞれのまつりの事務局業務を担った、実行委員会とは別団体に対する「事務局業務負担金」は、約 1 年後の令和 6 年 4 月に支払をしていた。

「事務局業務負担金」は個々の業務時間数と時間単価の積算額で決定されていたが、各まつりの事務局業務委託としての要素が大きい負担金であれば、直接、各まつり実行委員会負担金に事務局業務費として含め、それぞれの実行委員会で事務局業務を委託する費用とすることも考えられる。予算措置について検討し、支払処理は速やかに行うこと。

【契約】

○契約書の引用条項が誤っているもの

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の改正に伴い、市の契約書各書式は引用条項を変更したものが契約検査課掲示板に掲示されていたが、変更前の書式で作成されている契約書が複数あった。そのため、契約書の「談合等に係る契約解除」の引用条項に辻褃が合わない部分があった。

内容を確認し、次回の契約手続に向けて対応すること。

【確認した契約書】

- ・酒田夢の倶楽駐車場整理業務委託（R6. 4. 1～R6. 11. 30）
- ・飛島公衆トイレ浄化槽維持管理業務委託【長期継続契約】（R6. 4. 1～R9. 3. 31）
- ・観光用自転車点検・配置業務委託料（R6. 4. 1～R7. 3. 31）
- ・飛島観光用自転車維持管理委託料（R6. 4. 1～R6. 10. 31）
- ・飛島観光用自転車 建物賃貸借（R6. 11. 1～R7. 3. 31）

○契約書どおりの履行確認が行われていないもの

令和 6 年度に締結された業務委託契約に、契約書どおりの業務完了報告書等の提出がなく、履行確認を行っていないものがあった。

市で契約書（案）を作成し契約を締結しているものであり、契約書にのっとり適正に事務処理を行うこと。

【確認した契約】

- ・ふるさと納税書類封入業務委託【単価契約】
- ・寄附者管理システム保守管理業務委託

【契約書（共通）】

（業務完了報告等）

第 2 条 受託者は、月ごとの委託業務を完了したときは、遅滞なく委託者に対して業務完了報告書等を提出しなければならない。

2 委託者は、前項の業務完了報告書等を受理したときには、その日から起算して 10 日以内に処理した業務について検査を行わなければならない。